

福岡県公報

平成30年2月13日
第3966号

目次

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) …………… 1

再 掲

○福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規則の制定について (警察本部情報管理課) …………… 2

公 告

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡
中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ二日市南店
 - (2) 所在地 筑紫野市二日市南一丁目807番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項について
 - ・駐車場の設置について、駐車場法(駐車場法施行令)、及び福岡県福祉のまち

- づくり条例の基準に適合させること。
 - ・店舗前の前面道路は通学路に指定されているため、敷地内で出入口付近では、
注意標識、表示を行うなど、安全対策に万全を期すること。
 - ・店舗前の前面道路は通学路に指定されているため、通学時間帯を考慮して荷捌
きを行う時間を設定すること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・児童生徒の交通安全確保を図っていただくとともに、通学路にあたる小中学校
の関係者に十分な説明を行うこと。
 - ・駐車場の出入の際、運転手から駐車場に面する歩道の歩行者を十分に視認でき
るようのぼり旗の設置位置等について配慮すること。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 防災・防犯対策への協力について
 - ・当該区域は浸水想定区域(20cm以上)であるため留意すること。
 - ・本市との災害時における物資調達・供給等に関する協定の締結にご協力いただ
きたい。
 - ・屋外を録画する防犯カメラを設置する場合、公道を一部でも録画範囲に加える
よう検討すること。
 - (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・工期中、適切な防音防振対策を講じることにより、騒音振動の低減に努めるこ
と。
 - ・特定建設作業を伴う建設工事については届出をすること。
 - ・開業後についても騒音が発生しないよう十分な配慮をすること。
 - ・苦情が発生した場合は誠意ある対応をすること。
 - (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
 - (7) 街並みづくり等への配慮等について
看板等の広告を設置する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づき、手続きを行う
こと。

(8) その他

- ・敷地面積2,000㎡以上の建築物、工作物の新設、改築については『筑紫野市環境配慮に関する要綱』の対象事業に当たるため、速やかに同要綱に基づく事業の届出をすること。
- ・工期中・開業後も騒音以外（振動・悪臭・低周波音など）についても苦情が発生しないよう十分な配慮をすること。
- ・苦情が発生した場合は誠意ある対応をすること。
- ・屋外照明等の設置に際しては、環境省作成の光害対策ガイドラインを用いて周辺環境に充分配慮すること。
- ・福岡県青少年健全育成条例は、第34条に青少年を深夜（午後11時から翌午前4時）に外出させる行為の制限を規定している。また、同条第35条に深夜における興行場等への青少年を入場させてはならない立入制限を規定している。このように、同条例により県民の総力をあげての各種対策が推進されるなか、当該店舗においては、青少年の立入が多く、営業時間が24時間という状況にあるため、特に深夜営業時の警備強化を図るとともに、防犯及び青少年の非行防止等の対策を講じるようお願いしたい。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第1号

福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成30年2月1日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（趣旨）

第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条及び第4条の規定、行政手続等にお

ける情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第5条及び第9条の規定並びに福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年福岡県条例第12号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福岡県公安委員会等 福岡県公安委員会、福岡県警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

（対象となる申請等）

第3条 情報通信技術利用規則第5条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令等（法令及び条例をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

（申請等の手続）

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、法第3条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（福岡県

公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。)を備えたものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等をしようとする者は、法令等又は福岡県公安委員会等が定めるところにより当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等(以下「添付書面等」という。)に記載され、又はこれらに記載すべき事項を、併せて入力することができる。ただし、福岡県公安委員会等が必要と認めるときは、添付書面等を提出しなければならない。

3 前2項の規定により申請等をしようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、福岡県公安委員会等が別に定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

4 福岡県公安委員会等は、第2項に規定する事項が電子情報処理組織により入力された場合において、入力された事項の確認のために必要があると認めるときは、申請等を行った者に対し、必要な限度において、当該事項が記載された添付書面等の提出を求めることができる。

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

6 第1項の規定により行われた申請等は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に福岡県公安委員会等に到達したものと

みなす。

(対象となる処分通知等)

第5条 情報通信技術利用規則第9条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

(処分通知等の手続)

第6条 福岡県公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合は、当該処分通知等の内容を法第4条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子計算機のうち福岡県公安委員会等の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、福岡県公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項のうち、福岡県公安委員会に係るものは福岡県公安委員会が、福岡県警察本部長及び警察署長に係るものは福岡県警察本部長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

法令等	規定
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第4条第1項ただし書
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)	第5条第1項

別表第2(第5条関係)

法令等	規定
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条第1項ただし書

附 則

この規則は、平成30年2月5日から施行する。